

# 公共下水道と事業場排水

－ 特 定 事 業 場 －

－ 除害施設必要事業場 －

令和 6 年 4 月

浜松市上下水道部

# 目 次

1. 特定施設・除害施設とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2. 水質規制物質とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
3. 下水排除基準一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
4. 特定施設・除害施設に関する届出について・・・・・・ 4 ページ
5. 水質規制のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
6. 特定施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
7. 水質測定義務と報告について・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
8. 水質事故時の措置について・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

## 下水道を利用される皆様へ

下水道は、健康で快適な生活を送るために必要不可欠な施設です。しかし、下水道にはどんなものでも流せるわけではありません。排水に含まれる物質によっては、下水処理場の機能を低下させたり、下水管を閉塞させたりします。

一般的に事業場からの排水は家庭排水に比べて水量も多く、有害な物質を使用するものや下水処理に対して汚濁負荷の高いものもあります。下水処理には微生物の働きを利用しており、重金属類や農薬その他の化学物質等については処理が難しく、下水道に流された場合は、そのまま川や海に流れ、水質汚濁の原因になります。

このようなことから、「下水道法」及び「浜松市下水道条例」では、下水道に排水を流す場合の水質基準を定め、規制を行っています。

かけがえのない環境を守るためには、有害物質の流出防止や排水の水質改善などの面で、事業者の皆様の御理解と御協力が必要になります。

このパンフレットは、下水排除基準の内容や下水道法等に基づく特定施設の届出制度などについて説明したものです。

# 1. 特定施設・除害施設とは

## — 特定施設とは（法第 12 条の 2 関係） —

水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法により、公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全を図るため、人の健康や環境に係る被害を発生させるおそれのある物質<sup>(p. 2)</sup>が定められました。

これらの物質を含む汚水や廃液などを排出する施設を**特定施設**<sup>(p. 6~p. 14)</sup>として、これらの法に定められています。この特定施設を設置する事業場を**特定事業場**と規定し、各種の規制が設けられています。

下水道法でも同様に、特定施設に該当する施設を設置して下水道を使用する者は、**特定事業場**として届出義務や水質の遵守義務等、各種の規制や義務が課せられます。

## — 除害施設とは（法第 12 条の 11 関係） —

下水道法や浜松市下水道条例に定められた下水の排除基準<sup>(p. 3)</sup>を超過しないように、下水道へ汚水を排出する前に、汚水の処理を行う設備のことを**除害施設**といいます。

下水の処理に悪影響を与えるおそれがある汚水を排出しないように、水質規制物質<sup>(p. 2)</sup>を含む汚水を排出する者に**除害施設**の設置義務を課しています。

下水処理場に適用される水質汚濁防止法の排水基準を遵守することを目的として、特定施設を設置しない工場や事業所のうち、有害物質を使用する者、1日当たりの最大排水量が50立方メートルを超える者など、下水排除基準値に適合しないおそれのある汚水を排水する者を**除害施設必要事業場**として、**除害施設**の設置義務を課し、**除害施設**の届出等、各種の規制や義務が課せられます。

## 2. 水質規制物質とは

健康項目「有害物質等（下水道法・浜松市下水道条例における処理困難物質）」

1	カドミウム及びその化合物 (Cd)
2	シアン化合物 (CN)
3	有機燐化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン, EPNに限る)
4	鉛及びその化合物 (Pb)
5	六価クロム化合物 (Cr <sup>6+</sup> )
6	砒素及びその化合物 (As)
7	水銀及びアルキル水銀 (有機水銀) その他の水銀化合物 (Hg)
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
9	トリクロロエチレン (トリクレン)
10	テトラクロロエチレン (パークレン)
11	ジクロロメタン (DCM)
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	シス-1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)
20	2-クロロ-4,6-ビス [エチルアミノ] -s-トリアジン (シマジン, CAT)
21	S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物 (Se)
24	ほう素及びその化合物 (B)
25	ふっ素及びその化合物 (F)
26	1,4-ジオキサン
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 「(NH <sub>4</sub> -N類)として、下水道法・条例においては処理困難物質でなく通常処理項目に分類する」
28	ダイオキシン類 「ダイオキシン類対策特別措置法対象物質」

生活環境項目（下水道法・下水道条例における処理困難物質を含む一般項目）

1	水素イオン濃度 (pH)
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)
3	浮遊物質 (SS)
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油、動植物油脂類)
5	フェノール類 「処理困難物質」
6	銅及びその化合物 (Cu) 「処理困難物質」
7	亜鉛及びその化合物 (Zn) 「処理困難物質」
8	溶解性鉄及びその化合物 (Fe) 「処理困難物質」
9	溶解性マンガン及びその化合物 (Mn) 「処理困難物質」
10	クロム及びその化合物 (Cr) 「処理困難物質」
11	窒素含有量 (N) 【浜名湖水域規制項目】
12	リン含有量 (P) 【浜名湖水域規制項目】
13	温度 【水質汚濁防止法規制対象外項目】 「下水道条例規制項目」
14	沃素消費量 (I <sub>2</sub> ) 【水質汚濁防止法規制対象外項目】 「下水道条例規制項目」

※注 ( )内は通称名、略称又は別名

### 3. 下水排除基準一覧表

水質項目	対象者	単位	特定施設を設置する者		特定施設を設置していない者	
			50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
シアン化合物		mg/L	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
有機リン化合物		mg/L	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
鉛及びその化合物		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
六価クロム化合物		mg/L	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
砒素及びその化合物		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/L	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
アルキル水銀化合物		mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
トリクロロエチレン		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
ジクロロメタン		mg/L	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
四塩化炭素		mg/L	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
チウラム		mg/L	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
シマジン		mg/L	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
チオベンカルブ		mg/L	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
ベンゼン		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
セレン及びその化合物		mg/L	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
ほう素及びその化合物		mg/L	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
ふっ素及びその化合物		mg/L	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
フェノール類		mg/L	5 以下	—	5 以下	—
銅及びその化合物		mg/L	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下
亜鉛及びその化合物		mg/L	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)		mg/L	10 以下	—	10 以下	—
マンガン及びその化合物 (溶解性)		mg/L	10 以下	—	10 以下	—
クロム及びその化合物		mg/L	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素		mg/L	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満
水素イオン濃度 (pH)			5を超え9未満	5を超え9未満*	5を超え9未満	5を超え9未満*
生物化学的酸素要求量 (BOD)		mg/L	600 未満	—	600 未満	—
浮遊物質 (SS)		mg/L	600 未満	—	600 未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/L	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下
	動植物油脂類	mg/L	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下
窒素含有量		mg/L	240 未満	—	240 未満	—
燐含有量		mg/L	32 未満	—	32 未満	—
温度		℃	45 未満	45 未満	45 未満	45 未満
沃素消費量		mg/L	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満

- 窒素含有量、燐含有量に係る基準は浜名湖水域に立地する終末処理場に汚水を排出する事業場に適用する。
- 浜名湖水域に立地する終末処理場に汚水を排出する事業場については、有機リン 0.1、カドミウム 0.002、砒素 0.001 及びシアン 0.2、六価クロム 0.1をそれぞれの項目に係る上乗せ基準とする。ただしシアン及び六価クロムに係る上乗せ基準は排水量が800m<sup>3</sup>/日以上の実業場に限り適用する。(単位はmg/L)
- 内の基準は直罰等の処分に係る水質基準であり、それ以外は除害施設の設置に係る水質の基準である。
- 製造業又はガス供給業からの汚水量の合計が各終末処理場の流入する汚水量の4分の1を超える状態になったとき、次の項目の基準値は、NH<sub>4</sub>-N類 125mg/L未満、温度 40℃未満、pH「5.7を超え8.7未満」、BOD及びSS 300mg/L未満とし、該当する終末処理場に排出する製造業又はガス供給業に係る事業場に適用する。
- 水質汚濁防止法又は関係条例により上表の基準より緩やかな排水基準が設定されている場合はその基準を適用する。  
※浜松市除害施設指導要綱により、排水量が50 m<sup>3</sup>/日未満の場合、pHに係る基準を「5を超え11未満」とする。ただし、浜名湖水域に立地する終末処理場に下水を排出する事業場のpHは、25m<sup>3</sup>/日未満は「5を超え11未満」とし、25m<sup>3</sup>/日以上は「5を超え9未満」とする。

## 4. 特定施設・除害施設に関する届出について

### 【特定施設に関する届出】

届出の名称		届出が必要な場合	届出の期限
1	公共下水道 使用開始(変更)届 公共下水道使用開始届	・公共下水道の使用を開始するとき。 ・下水の量又は水質を変更するとき。 (法第11条の2第1項及び第2項)	使用する前まで
2	特定施設設置届出書	新たに特定施設を設置しようとするとき。 (法第12条の3第1項)	原則として 着工日の60日前
3	特定施設使用届出書	・新たに特定施設に指定され、公共下水道を使用することとなったとき。 (法第12条の3第2項) ・既に特定施設が設置されており、公共下水道を使用することとなったとき。 (法第12条の3第3項)	使用開始日から 30日以内
4	特定施設の 構造等変更届出書	特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき。 (法第12条の4)	原則として 着工日の60日前
5	特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき。 (法第12条の7)	廃止日から 30日以内
6	氏名変更等届出書	・届出者の氏名、名称、住所及び法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき。 ・工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 (法第12条の7)	変更日から 30日以内
7	承継届出書	・届出者から地位を承継したとき。 ・法人が合併し、新たな法人となったとき。 (法第12条の8第3項)	承継日から 30日以内
8	特定施設 (設置・構造等変更)工事完了届	設置又は構造等の変更に係る工事が完了したとき。	工事完了日から 5日以内
9	特定施設 使用接続工事完了届	公共下水道への接続工事が完了したとき。	工事完了日から 5日以内

### 【除害施設に関する届出】

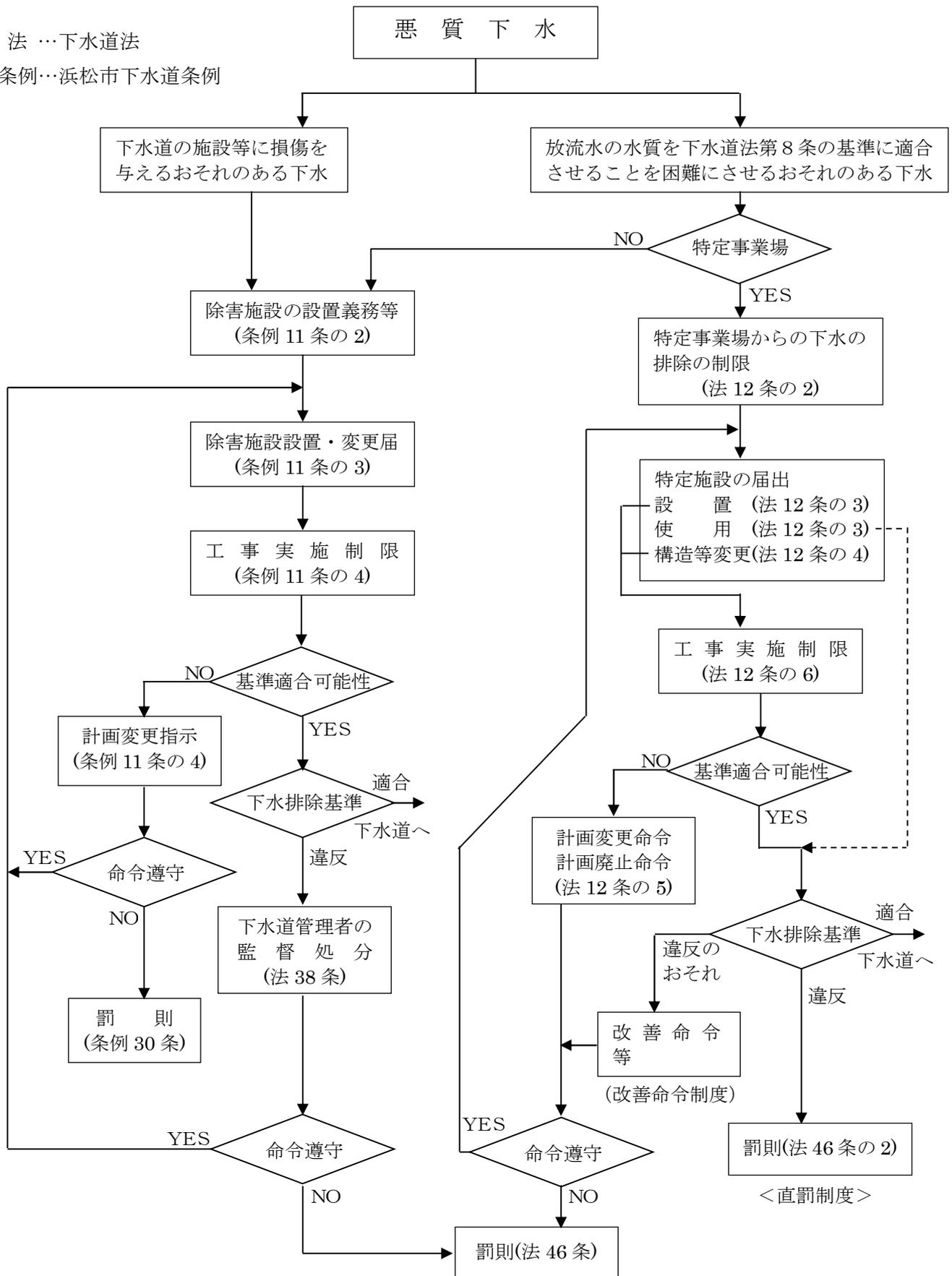
届出の名称		届出が必要な場合	届出の期限
1	公共下水道 使用開始(変更)届	・除害施設を設置して公共下水道の使用を開始するとき。 ・下水の量又は水質を変更するとき。 (法第11条の2第1項)	使用する前まで
2	除害施設設置(変更)届	・除害施設を設置するとき。 ・届出をした設備、下水の量又は水質を変更するとき。 (条例施行規程第12条の2第1項)	原則として 着工日の60日前
3	除害施設使用廃止届	除害施設の使用を廃止したとき。 (条例施行規程第12条の3)	廃止日から 30日以内
4	氏名等変更届	・届出者の氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき。 ・工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 (条例施行規程第12条の3)	変更日から 30日以内
5	除害施設承継届	・届出者から地位を承継したとき。 ・法人が合併し、新たな法人となったとき。 (条例施行規程第12条の4第3項)	承継日から 30日以内
6	除害施設 設置(変更)工事完了届	設置又は変更に係る工事が完了したとき。 (条例施行規程第12条の5)	工事完了日から 5日以内

※控えが必要な場合には2部提出をお願いします。

※特定施設、除害施設の届出義務が課せられている者が届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたときは処罰の対象になりますので注意してください。(法第47条の2、第49条、第51条、条例第30条)

# 5. 水質規制の仕組み

法 …下水道法  
 条例…浜松市下水道条例



## 6. 特定施設一覧表

### 【水質基準対象特定施設（水質汚濁防止法関係）】

施行令第1条 別表第一 1号～18の2号

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設    ロ 選炭施設    ハ 坑水中和沈でん施設    ニ 掘削用の泥水分離施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（S47.10.1施行）</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）    ハ 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 脱水施設    ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 圧搾施設    ニ 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 湯煮施設    ニ 濃縮施設    ホ 精製施設</p> <p>へ ろ過施設</p>
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）    ハ ろ過施設    ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）    ハ 搾汁施設    ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設    へ 蒸留施設</p>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 圧搾施設    ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 圧搾施設    ニ 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 洗浄施設    ハ 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設    ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）    ハ 分離施設</p> <p>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設    ロ ろ過施設    ハ 精製施設</p>
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（S57.1.1施行）</p> <p>イ 原料処理施設    ロ 湯煮施設    ハ 洗浄施設</p>

18の3号～29号

18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57.1.1施行) イ 水洗式脱臭施設      ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設      ロ 副蚕処理施設      ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう      ホ シルケット機      ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設      チ 薬液浸透施設      リ のり抜き施設 (S49.12.1施行)
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設      ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設      ロ リンター又は末精練繊維の薬液処理施設      ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (S57.1.1施行)
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (S57.1.1施行)
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57.10.1施行) イ 湿式バーカー      ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー      ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設      ロ 湿式バーカー      ハ 碎木機      ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設      ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設      ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)      リ セロハン製膜施設      ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設      ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設      ロ 分離施設      ハ 水洗式破碎施設      ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設      ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設      ロ ろ過施設      ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設      ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設      ロ 遠心分離機      ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設      ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設      ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設      ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設      ロ 静置分離器      ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30号～38号

30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設      ロ 蒸留施設      ハ 遠心分離機      ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設      ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機      ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設      ロ 水洗施設      ハ 遠心分離機      ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設      リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設      ロ 脱水施設      ハ 水洗施設      ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設      ロ 分離施設      ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設      ロ 廃ガス洗浄施設      ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設      ロ 分離施設      ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設の うち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及 び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸 留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設      ロ 塩析施設

38の2号～60号

38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24.5.25施行）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設                      ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設                      ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設                  ロ 石灰づけ施設                  ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設                  ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設                      ロ ろ過施設                      ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設              ロ ろ過施設                      ハ 分離施設 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令（以下「令」という）第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設                      ロ 原油常圧蒸留施設              ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設                      ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設（S57.1.1施行）
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設（S57.1.1施行）
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設                      ロ 石灰づけ施設                  ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設                  ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設                  ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設                      ロ 成形機                          ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設                  ロ 水洗式分別施設                  ハ 酸処理施設                  ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設                  ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

61号～69号

61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設      ロ ガス冷却洗浄施設      ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設      ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう      ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）      ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設      ホ 廃ガス洗浄施設      ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設      ロ 電解式洗浄施設      ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設      ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（S57.1.1施行）
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13.7.1施行）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設      ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S51.6.1施行） イ 沈でん施設      ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）（H24.5.25施行）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの <sup>※1</sup> （R2.12.19施行） イ ちゅう房施設      ロ 洗濯施設      ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1施行）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1施行）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1施行）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1施行）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1、500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1施行）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（54.5.10施行） イ ちゅう房施設      ロ 洗浄施設      ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設



## 【水質基準対象特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法関係）】

施行令第1条 別表第二 1号～15号

1	硫酸鉛パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設（H12.1.15施行）
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設（H14.8.15施行）
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13.12.1施行）
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設（H14.8.15施行）
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩化化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設（H12.1.15施行）
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H13.12.1施行） イ 硫酸濃縮施設                      ロ シクロヘキサン分離施設                      ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H13.12.1施行） イ 水洗施設                              ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1施行） イ ろ過施設                              ロ 乾燥施設                              ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1施行） イ ろ過施設                              ロ 廃ガス洗浄施設
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H14.8.15施行） イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設                      ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの（H12.1.15施行） イ 廃ガス洗浄施設                      ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H14.8.15施行） イ 精製施設                              ロ 廃ガス洗浄施設                      ハ 湿式集じん施設
14	担体つき触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設                              ロ 精製施設                              ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50キログラム以上のもの）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設                      ロ 湿式集じん施設

16号～19号

16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設）                  (H12.1.15施行)</p>
17	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。                  イ プラズマ反応施設                      ロ 廃ガス洗浄施設                      ハ 湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）                  (H12.1.15施行)</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）                  (H12.1.15施行 H16.1.1一部改正)</p>

「参考」

## 【水質基準対象の産業廃棄物処理施設について】

水質汚濁防止法 第71の4号のイ、ロに該当する施設

<p>水質汚濁防止法に係る水質基準対象の特定施設に該当する産業廃棄物の処理施設は次のとおりとする。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に定めるものから抜粋)</p>	
1	<p>汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの</p>
3	<p>汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの          イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの          ロ 1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの          ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p>
4	<p>廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p>
5	<p>廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）          イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの          ロ 1時間当たりの処理能力が2百キログラム以上のもの          ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p>
6	<p>廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの</p>
8	<p>廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの          イ 1日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの          ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p>
11	<p>汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p>
12	<p>廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設</p>
12の2	<p>廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設</p>
13	<p>ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
<p>12の2号及び13号は、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象の特定施設第16号に該当する産業廃棄物処理施設</p>	

## 7. 水質測定義務と報告について

事業者は、事業場の排水の水質を自己責任で測定する義務を有し、その記録を5年間保存しなければなりません。また、特定施設その他の使用状況や除害施設の運転状況、排水の水質等に関して下水道管理者から報告を求められたとき、それに応ずる報告義務が課せられています。(法第12条の12、第39条の2)

なお、水質測定は、自ら法令に定められた方法で行うか、計量証明事業所(登録区分が「濃度(水)」のもの)に依頼して実施してください。

静岡県に登録してある計量証明事業所の一覧は、静岡県のホームページに掲載されています。

## 8. 水質事故時の措置について

特定施設を設置又は使用する者は、政令で規定する物質を含む下水が公共下水道へ流入する事故が発生した場合、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の内容を下水道管理者に届け出なければなりません。ただし、下水道に流入した場合でも、排除基準に適合しているときは事故時の措置の義務が除外されます。(法第12条の9第1項)

適切な応急の措置が講じられていない場合は、下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります。(法第12条の9第2項)

上記の命令に違反した者は、処罰の対象になります。(法第46条の2第1項)

### 【事故時の措置の対象となる物質及び油等】

①有害物質	カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン	
	シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン	
	有機リン化合物	1,3-ジクロロプロペン	
	鉛及びその化合物	チウラム	
	六価クロム化合物	シマジン	
	砒素及びその化合物	チオベンカルブ	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン	
	ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物	
	トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物	
	テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	
	ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー	
	1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン	
1,2-ジクロロエチレン			
②ダイオキシン類			
③油	原油	軽油	動植物油
	重油	灯油	
	潤滑油	揮発油	

※ 上記以外にも、**強酸性又は強アルカリ性溶液**が下水道に流入する事故が発生した場合には、速やかにご報告をお願いします。

## 【事故時の連絡先】

- ◆ 中央区等下記以外の事業場  
下水道施設課 水質指導グループ TEL 053(441)3631
- ◆ 旧浜北区、引佐町、三ヶ日町、細江町の事業場  
北部上下水道課 給排水グループ TEL 053(525)6085
- ◆ 天竜区の事業場  
天竜上下水道課 下水道グループ TEL 053(922)0038

## 【水質の規制や届出等に関する問い合わせ先】

- 特定施設や除害施設の届出や手続きについて
- 排除基準や水質の測定などについて
- 下水道に排除する事業場排水の処理や規制などに関して

※上記のことについて不明なことや、知りたいことがありましたら下記にお問い合わせ下さい。

〒430-0854 浜松市中央区瓜内町1825番地（浜松市中部浄化センター）  
浜松市上下水道部下水道施設課  
水質指導グループ  
TEL 053(441)3631  
FAX 053(441)4314  
e-mail g-sisetu@city.hamamatsu.shizuoka.jp